

東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会

(第2回総会)

日時： 令和5年2月17日(金) 15時00分から16時00分まで
場所： 都庁第一本庁舎北側42階特別会議室及びオンライン

議事次第

1 開会

2 審議事項

(議案1) 令和4年度東京ベイ eSG プロジェクト
国際発信イベント基本計画(案)

※第4回総会資料参照

(議案2) 事業計画書(案) 及び収支予算書(案)

(議案3) 令和5年度発注案件

(議案4) 規約等

3 報告事項

名称及びステートメントについて

4 その他

今後のスケジュール

5 閉会

2023 年度事業計画書（案）

1 イベントに係る必要経費の算出

2に挙げるイベント企画の策定に基づき、イベント実施年度に係るすべての費用（イベントの実施・運営、後処理等）について必要な項目をリスト化し、経費を算出する。

2 イベント企画の策定

令和4年度委託で作成した東京ベイ eSG プロジェクト国際発信イベントの基本計画）を参照し、以下に挙げるアからオの項目について実行委員会での検討内容を反映させた上で、令和5年度分の運営計画を策定する。

<p>ア 全体概要 (ア) イベント概要 (イ) スケジュール (ウ) 組織体制 (エ) 準備スケジュール</p> <p>イ 全体運営計画 (ア) 全体運営 (イ) 緊急時対応計画 (ウ) 事業効果測定計画</p> <p>ウ 会場運営計画 (ア) 有明アリーナ会場 (イ) 日本科学未来館 (ウ) オープニングセレモニー (エ) 講演イベント (オ) 「食」の体験 (カ) 子どもの参画イベント (キ) デジタルを活用したイベント</p>	<p>エ 周辺イベント連携計画 (ア) SusHi Tech Tokyo 関連イベント連携 (イ) 民間企業関連イベント連携 (ウ) 視察会場連携 (エ) 周遊促進 (オ) 輸送計画</p> <p>オ 広報・誘客計画 (ア) 広報計画 (イ) シティドレッシング (ウ) 制作物計画 (エ) 協賛計画</p>
--	---

3 イベントの実施準備

- (1) 全体運営
- (2) 会場運営準備
- (3) 周辺連携
- (4) 輸送
- (5) 広報関連

4 周辺連携イベント広報

2023年度に臨海部を中心に開催されるイベントについて、連携の調整をするとともに、出展及び広報を実施する。

5 実行委員会運営等補助業務

- (1) 事務局運営補助
 事業の経理、会計管理等、事業の経理を行う。

(2) 事務局窓口の設置・運営

各種調整を行う際の事務局窓口を設置し、運営する。

関係機関との渉外業務、住民説明会補助、関係公官署等への申請手続きを行う。

(3) 実行委員会開催、準備・運営補助等

事業の最高意思決定機関として、年度内に4回程度、東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会を開催する。また、テーマ別検討会を年度内に10回程度開催する。

開催に係る関係者等との連絡・調整、必要な資料の作成等についても行う。

(4) 公認会計士等の設置

実行委員会の運營業務や諸契約について、法的対応を行うため、公認会計士を設置する。

2023年度収支予算書（案）**収入の部**

(単位:千円)

科 目	予算額	備 考
東京都負担金	1,800,000	
収入合計	1,800,000	

支出の部

(単位:千円)

科 目	予算額	備 考
委託費 東京eSGプロジェクト国際発信イベントの 実施運営計画策定支援及び実施運営委 託 等	1,800,000	・イベント実施運営企画の策定 ・イベントの実施準備 ・実行委員会運営等補助業務 等
支出合計	1,800,000	
収支差額	0	

本件は、令和5年度歳入歳出予算が令和5年3月31日までに東京都議会で可決された場合において、令和5年4月1日に確定させる。

(議案3) 令和5年度発注案件

※ 発注方法・時期については別途調整

項目名	項目名	項目概要
イベントに係る必要経費の算出		
ア	経費算出	下記に挙げるイベント企画の策定に基づき、イベント実施年度に係るすべての費用（イベントの実施・運営、後処理等）について必要な項目をリスト化し、経費を算出する。
イベント実施運営計画		
ア	全体概要	(ア) イベント概要 (イ) スケジュール (ウ) 組織体制 (エ) 準備スケジュール
イ	全体運営計画	(ア) 全体運営 (イ) 緊急時対応計画 (ウ) 事業効果測定計画
ウ	会場運営計画	(ア) 有明アリーナ会場 (イ) 日本科学未来館 (ウ) シンボルプロムナード公園 (エ) オープニング及びクロージングセレモニー (オ) 講演イベント (カ) 「食」の体験 (キ) 子どもの参画イベント (ク) デジタルを活用したイベント
エ	周辺イベント連携計画	(ア) SusHi Tech Tokyo関連イベント連携 (イ) 民間企業関連イベント連携 (ウ) 周遊促進 (エ) 輸送計画
オ	広報・誘客計画	(ア) 広報計画 (イ) シティドレッシング (ウ) 制作物計画 (エ) 協賛計画
広告代理業務		
ア	OOH広告掲出等	(ア) 電車、街頭広告等掲出

項目名	項目名	項目概要
イベント実施準備及び事前活動		
ア	全体運営	①運営マニュアルの作成 ②資機材、スタッフ等の確保 ③進行管理
イ	広報関連	イベントの実施前 (ア) デザイン素材の検討、作成 (イ) イベント特設ウェブサイト (ウ) イベント公式アプリ (エ) イベント広報の実施 (オ) SNS運営 (カ) 各種メディア取材要請 (キ) 協賛計画の実施 (ク) 参加者の募集及び受付 (ケ) コールセンターの設置・運営
ウ	事前活動	本会期における事業効果を最大化させるよう、イベント本会期に先立ち、広報やコンテンツ制作に資する目的で、プレイベントや都民の参加型ワークショップ、実証テスト、コンテンツの制作やプロトタイプを企画・実施できるものとする。
実行委員会運営等補助業務		
ア	実行委員会総会等運営補助業務	総会（年4回程度）、検討会（年10回程度）に関する業務
イ	実行委員会事務局運営補助業務	収入・支出に関する会計業務、関係機関等の調整、謝金支払い等
映像等製作業務		
ア	制作業務	(ア) 広報用素材製作 (イ) イベント公式グッズ製作

東京ベイeSGプロジェクト国際発信イベントの実施に関する協定書
(案)

東京都（以下「甲」という。）と東京ベイeSGプロジェクト国際発信イベント実行委員会（以下「乙」という。）は、甲乙間において、次の条項により協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携・協力して、東京ベイeSGプロジェクトが目指す50年・100年先の持続可能な都市モデルをいち早く具現化し、東京が世界各都市と連携して持続可能な社会の実現に向けたムーブメントを牽引していくため、国際発信イベント事業を実施することを目的とする。

（協定期間）

第2条 本協定の期間は、協定締結の日から令和6年12月31日までとする。

（事業内容及び経費）

第3条 別紙1事業計画書（2023年度）及び別紙2収支予算書（2023年度）のとおりとする。

（業務分担）

第4条 甲及び乙は、それぞれ次に掲げる業務を分担する。

(1) 甲の業務分担

- ア 事業の実施に当たっての指導、助言及び監督
- イ 事業実施に係る経費の負担に関すること
- ウ その他甲が必要と認めること

(2) 乙の業務分担

- ア 事業の企画、広報及び実施に関すること
- イ 事業の経理に関すること
- ウ その他乙が必要と認めること

（経費の負担）

第5条 本事業の実施に要する経費は、別紙「収支予算書」に基づき、甲が負担する。

2 本事業の実施において、乙は、民間事業者等から協賛金等を募ることができるものとし、これを前項に規定する甲の負担金に充当することができるものとする。

3 本事業に係る費用の精算の結果、欠損金が生じたときは甲の負担とする。ただし、本事業の総事業費が第1項に定める甲の負担額を下回った場合は、乙は、甲の負担額から総事業費を差し引いた額に乙が本事業実施に当たっ

て収入した協賛金等の総計を加えた額を甲に返還するものとする。

(事業計画の変更等)

第6条 甲及び乙が第3条に定める事業の内容及び第5条に定める経費負担額を大幅に変更し、又は本事業を中止する必要がある場合には、甲乙間において協議するものとする。

(負担金の払込)

第7条 乙は、甲に対して本事業の負担金の支払いを請求し、甲はその内容を審査し、適正と認めたときには、請求金額を乙に支払うものとする。

(経理)

第8条 乙が分担する経理は、乙の財務諸規程に基づき行う。

2 乙は、収支予算書に基づき、事業に係る収入及び支出を明らかにするための帳簿を整えるとともに、収入及び支出の根拠となる証書類を適正に管理するものとする。

3 甲は、本協定に基づき乙が分担する経理に関して、必要に応じて乙に対し、収入及び支出を記載した帳簿その他の関係書類の閲覧を求めることができる。

(報告)

第9条 乙は、本事業の終了後、別記第1号様式により速やかに事業報告書、収支決算書及びその他甲の指示する書類を甲に提出し、その承認を得なければならない。

(負担金の精算)

第10条 甲は、前条の規定により提出のあった書類に基づき、本事業の終了後速やかにその内容を調査・審査のうえ、適当と認められるときは、甲の負担金の額を確定し、乙に対して別記第2号様式により通知する。

2 乙は、前項による額の確定通知を受けたときは、ただちに別記第3号様式により精算するものとする。

(事務処理状況の調査)

第11条 甲は、必要と認めるときは、乙の事務処理状況を調査することができる。

2 甲は前項の調査に当たり、いつでも第8条に定める帳簿その他の関係書類等の提出を乙に求めることができる。

(協定の解除及び負担金の返還)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合は、甲又は乙は本協定を任意に解除するとともに、当該時点までにかかった実費について、甲乙協議の上、

相応の負担をするものとする。なお、実費に係る負担を除き、甲は乙に対し支払った負担金の一部又は全部について返還を求めることができる。

- (1) 甲又は乙が本協定の各条項に著しく違反したとき
- (2) 甲において、公益上の見地から本事業を中止する必要が生じたとき
- (3) 乙の本事業の執行上、甲の共催事業者としてふさわしくない行為があったとき
- (4) 荒天・天変地異その他の予測し得ない事由によりやむを得ず中止する場合

2 甲及び乙は、前項各号の規定に基づき、本協定を解除したため本協定の相手方に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

(延滞金及び違約加算金)

第13条 甲が前条の規定により乙に負担金の返還を求めた場合において、乙が甲指定の期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付する。

2 前条第1項第1号から第3号までの規定に該当し、本協定を解除して、甲が乙に負担金の返還を求めた場合においては、負担金の受領日から納付日までの日数に応じ、当該負担金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付する。

(延滞金及び違約加算金の計算)

第14条 甲が前条第1項の規定により乙に延滞金の納付を求めた場合において、返還を求めた負担金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

2 甲が前条第2項の規定により乙に違約加算金の納付を求めた場合において、乙の納付した金額が返還を求めた負担金の額に達するまでは、その納付金額は、まず返還を求めた負担金の額に充てるものとする。

(損害賠償責任)

第15条 甲及び乙は、本協定に定める義務を履行しないため本協定の相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償としてその相手方に支払わなければならない。

2 イベントの実施に当たり、甲又は乙の責めに帰すべき事由により、本協定の相手方又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責を負う。

3 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲又は乙が損害を賠償したときは、甲又は乙はその相手方に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(緊急時の対応)

第16条 甲及び乙は、本事業の実施期間中、運營業務の実施に関連して事故、災害、その他の緊急事態（以下「緊急事態」という。）が発生した場合に備え、対処に関する体制の整備その他必要な措置に関する事項を定めなければならない。

- 2 甲及び乙は、緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。
- 3 緊急事態が発生した場合は、甲及び乙は、事故等の原因調査に当たらなければならない。

(暴力団等の排除)

第17条 乙は、本事業の運營業務を実施するに当たり、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）による不当若しくは違法な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること
- (2) 甲に報告すること
- (3) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること

(個人情報の取扱い)

第18条 甲及び乙が、分担業務に関して取得した個人情報は、各々が保有する個人情報とし、他人に漏らしてはならない。運營業務終了後においても同様とする。

- 2 甲及び乙は、各々が保有する個人情報の取扱いについて、関連法令等を遵守し、適正に管理を行う。
- 3 甲又は乙の故意・過失により事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担によりこれを解決する。
- 4 甲及び乙は、本事業に係る業務が終了したときは、各々が保有する個人情報について、法令等あらかじめ定められた保存年限に従い保管した後、適正に廃棄する。

(裁判管轄)

第19条 本協定に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(権利の帰属)

第20条 イベントの実施により得られる成果・著作権は、乙に帰属するものとする。

- 2 甲及び乙並びに乙の構成員は、それぞれの事業において必要があると認

める場合には、本件による乙の保有成果物を利用できるものとし、乙は別途著作権使用料を請求しないものとする。

3 その他、権利の帰属に関して疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

(印刷物の作成)

第21条 乙は、甲の共催名義を入れて印刷物を作成する場合は、事前に原稿を甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(協定内容の変更)

第22条 甲及び乙は、運營業務の内容等を変更する必要があるとき又は、経済情勢の変動、不可抗力その他予期することができない事由により本協定に定める条件が不適當となった場合は、協議の上本協定の内容を変更することができる。

(その他)

第23条 本協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙はその都度誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

本協定締結の証として甲及び乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和5年 月 日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都知事 小池 百合子

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
乙 東京ベイeSGプロジェクト国際発信実行委員会
代表者 実行委員長

(別記第1号様式)

令和 年 月 日

東京都知事 殿

所在地
名称
代表者氏名

東京ベイeSGプロジェクト国際発信イベントの実施に係る
事業報告書・収支決算書の提出について

このことについて、東京ベイeSGプロジェクト国際発信イベントの実施に関する協
定書第9条の規定に基づき、別添のとおり提出します。

(別記第2号様式)

政計第 号
令和 年 月 日

名称
代表者名

東京都知事 小池 百合子

東京ベイeSGプロジェクト国際発信イベントの実施に係る
事業報告書・収支決算書の承認及び東京都負担額の確定について

このことについて、令和 年 月 日付けで提出のありました東京ベイeSGプロジェクト国際発信イベントの実施に係る事業報告書及び収支決算書については、東京ベイeSGプロジェクト国際発信イベントの実施に関する協定書第10条第1項の規定に基づき、記載のとおり承認します。

また、東京都が負担する額について、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

負担金額確定額
金

円

(別記第3号様式)

令和 年 月 日

東京都知事 殿

名称
代表者名

東京ベイeSGプロジェクト国際発信イベントの実施に係る負担金精算書

このことについて、令和 年 月 日付 政計プ第 号で額の確定通知を受けた負担金について、東京ベイeSGプロジェクト国際発信イベントの実施に関する協定書第10条第2項の規定に基づき下記のとおり精算します。

記

1	概算受領額 金	円
2	精算額 金	円
3	差引額 金	円

東京ベイ eSG プロジェクト国際発信イベント
企画提案等審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会事業に係る運営計画策定支援及び実施運營業務について、委託先を公正かつ適正に選定するため、「東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会事業に係る運營業務企画提案等審査委員会」(以下「企画提案等審査委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 企画提案等審査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ別途定める者(別紙)をこれに充てる。

2 前項1に掲げる委員のほか、委員長が必要と認める場合には、臨時の委員を置くことができる。

3 審査委員会は、提案事業者に対してヒアリング等を実施することができる。

(委員長の職務及び代理)

第3条 委員長は、企画提案等審査委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(所掌事項)

第4条 企画提案等審査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会事業に係る運営計画策定支援及び実施運営の委託先選定のための審査に関すること。

(2) 委託先事業者が行う再委託先の審査・確認に関すること。

(3) その他、委員長が必要と認める事項に関すること。

(企画提案等審査委員会の開催)

第5条 企画提案等審査委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

(委員の定数)

第6条 企画提案等審査委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開催することができない。

2 企画提案等審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。ただし、会議に出席することができない委員は、あ

らかじめ通知された議事について、代理人に権限を委任することができる。

(関係者の出席等)

第7条 企画提案等審査委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委託先選定のための審査)

第8条 企画提案等審査委員会は、第4条第1号の審査を行うときは、東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会の定める企画審査基準に従い審査を行う。

2 前項の審査は、原則として、全ての提案事業者に対して提案説明の機会を与えることとする。ただし、提案事業者が5者を超える場合には、予備審査により、提案説明に進む事業者を選定することができる。

3 企画提案等審査委員会は、前項の予備審査を行う場合には、企画提案書の審査を書面により行うことができる。

(再委託先の審査・確認)

第9条 企画提案等審査委員会は、第4条第2号の審査・確認を行うときは、委託先事業者に対して、再委託先の選定に関する報告を求め、報告事項を審査・確認する。

2 前項の審査・確認は、書面により行うことができる。

(守秘義務)

第10条 委員は、当該職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の公開)

第11条 企画提案等審査委員会は、非公開とする。

(審査委員会の庶務)

第12条 企画提案等審査委員会の庶務は、東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会事務局において処理する。

(謝金の支払)

第13条 東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会は、委員に対し、謝金を支払うことができる。

(その他)

第14条 この要綱で定めるもののほか、企画提案等審査委員会の運営に関する事項その

他必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年 月 日から施行する。

(案)

企画提案等選定委員会委員 名簿				
組織名		所属等	氏名（敬称略）	審査会委員
国際発信実行委員会 東京ベイeSGプロジェクト	委員長	株式会社 arca	辻 愛沙子	委員
	副委員長	株式会社グランドレベル	田中 元子	委員
	委員	日本科学未来館	伊藤 洋一	委員
	事務局長	東京都政策企画局東京eSGプロジェクト推進担当部長	宮崎 成	委員長
外部有識者		東京ビッグサイト	石岡 由江	委員
		事業構想大学院大学	田中 里沙	委員
		立教大学	玉井 和博	委員